（不動産業適正化推進官）

第三十八条の三　建政部に、不動産業適正化推進官一人を置く。

2　不動産業適正化推進官は、命を受けて、次に掲げる事務を整理する。

一　宅地建物取引業者、マンション管理業者、住宅宿泊管理業者及び特定転貸事業者等の監督に関する事務で重要事項に関すること。

（削る）

二　（略）

（広域水管理官）

第四十八条　河川部に、広域水管理官一人を置く。

2　（略）

（交通拠点調整官）

第五十一条の二　関東地方整備局の道路部に、交通拠点調整官一人を置く。

2　交通拠点調整官は、命を受けて、道路部の所掌事務のうち、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第二項第八号に規定する特定車両停留施設その他の複数の交通手段の間を結節する機能を有する道路の附属物（直轄国道等に係るものに限る。）の整備、利用その他の管理（保全（除雪を含む。）を除く。）に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する（路政調整官及び道路情報管理官が整理するものを除く。）。

（地域道路調整官）

第五十二条　（略）

2　地域道路調整官は、命を受けて、次に掲げる事務（東北地方整備局、関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局及び中国地方整備局にあっては、第二号に掲げる事務のうち高度な技術を要するものに係るものを除く。）を整理する。

一　（略）

二　直轄国道等に係る特に重要な道路の工事の実施に係る企画及び立案並びに調整に関すること（交通拠点調整官及び道路保全企画官が整理するものを除く。）。

（特定道路工事対策官）

第五十三条　道路部（北陸地方整備局、四国地方整備局及び九州地方整備局を除く。）に、特定道路工事対策官一人を置く。

2　（略）

（港湾危機管理官）

第五十五条の五　（略）

2　港湾危機管理官は、命を受けて、港湾空港部の所掌に係る危機管理に関する事務のうち港湾保安管理官の所属に属するもの又は重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するもの（関東地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局にあっては、事業継続計画官の所属に属するものを除く。）を整理する。

（事業継続計画官）

第五十五条の七　関東地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局の港湾空港部に、事業継続計画官一人を置く。

2　（略）

（不動産適正取引対策官）

第三十八条の三　東北地方整備局、関東地方整備局及び中国地方整備局の建政部に、不動産適正取引対策官一人を置く。

2　不動産適正取引対策官は、次に掲げる事務を整理する。

一　宅地建物取引業者、マンション管理業者及び住宅宿泊管理業者の指導及び監督のうち、宅地建物取引業、マンション管理業及び住宅宿泊管理業に係る取引の適正化に関する事務で重要事項に関すること。

二　特定転貸事業者等の監督のうち、特定賃貸借契約の適正化に関する事務で重要事項に関すること。

三　（略）

（広域水管理官）

第四十八条　河川部（四国地方整備局を除く。）に、広域水管理官一人を置く。

2　（略）

（道路計画管理官）

第五十一条の二　関東地方整備局の道路部に、道路計画管理官一人を置く。

2　道路計画管理官は、命を受けて、直轄国道等に係る道路の整備に関する計画に関する事務で重要事項に関するものを整理する。

（地域道路調整官）

第五十二条　（略）

2　地域道路調整官は、命を受けて、次に掲げる事務（東北地方整備局、関東地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局及び九州地方整備局にあっては、第二号に掲げる事務のうち高度な技術を要するものに係るものを除く。）を整理する。

一　（略）

二　直轄国道等に係る特に重要な道路の工事の実施に係る企画及び立案並びに調整に関すること（道路保全企画官が整理するものを除く。）。

（特定道路工事対策官）

第五十三条　道路部（北陸地方整備局及び四国地方整備局を除く。）に、特定道路工事対策官一人を置く。

2　（略）

（港湾危機管理官）

第五十五条の五　（略）

2　港湾危機管理官は、命を受けて、港湾空港部の所掌に係る危機管理に関する事務のうち港湾保安管理官の所属に属するもの又は重要事項についての企画及び立案並びに調整に関するもの（関東地方整備局及び近畿地方整備局にあっては、事業継続計画官の所属に属するものを除く。）を整理する。

（事業継続計画官）

第五十五条の七　関東地方整備局及び近畿地方整備局の港湾空港部に、事業継続計画官一人を置く。

2　（略）